

IFRS 財団 市中協議文書「サステナビリティ報告」に対する意見

2020年12月17日

一般社団法人日本損害保険協会

IFRS 財団 御中

日本損害保険協会として、「サステナビリティ報告に関する市中協議文書」（以下「市中協議文書」という）に対するコメントの機会を歓迎する。

我が国においても、サステナビリティ情報の開示に取り組む企業は年々増加している。例えば、気候変動関連財務情報開示（TCFD）について、日本では300を超える企業・機関が賛同しており、これは世界一であると認識している。日本損害保険協会もTCFDに賛同している団体の一つである。

個々の質問にかかる我々のコメントについては、別紙を参照されたい。我々のコメントがIFRS 財団評議員会及びタスクフォースでの審議に貢献することを期待している。ご質問があれば、御連絡いただきたい。

(別紙) 市中協議文書の各質問項目に対するコメント

質問 1

国際的に認知されたサステナビリティ報告基準の国際的なセットの必要性はあるか。

(a) あるとした場合、IFRS 財団はこれらの基準の設定において役割を果たし、基準設定活動をこの領域に拡大すべきか。

(b) ないとした場合、どのようなアプローチを採用すべきか

質問 2

IFRS 財団の既存のガバナンス構造の下で運営される SSB の設置は、サステナビリティ報告における一層の一貫性と国際的な比較可能性を達成するための適切なアプローチであるか。

質問 3

第 31 項に列挙した成功のための要件についてコメント又は追加提案はあるか（十分なレベルの資金調達の実現及び適切なレベルの技術的専門性の達成についての要件を含む）。

我々は、本市中協議文書で提案された成功のための要件について同意し支持する。特に、IFRS 財団による国際的なサステナビリティ報告基準の策定が成功するためには、ガバナンスや人材に関する多様性の確保等が重要であると考えている。

質問 4

IFRS 財団は、SSB 基準の採用及び一貫した適用を国際的に支援するために利害関係者との関係を活用できるか。活用できる場合、どのような条件の下で活用できるか。

我々は、IFRS 財団が高品質でグローバルに受け入れ可能なサステナビリティ報告基準を策定するためには、IFRS 財団が築き上げたステークホルダーとのグローバルなネットワークを活かすことが重要と考える。既存のネットワークを活用するためには、幅広いステークホルダーからの十分な支持を得ることが不可欠である。グローバルなステークホルダーの意見、各国の事情、地域ごとの法制度や実務を踏まえた基準設定作業及び基準策定後の適用上の課題についてもネットワークを活かして検討していくことが重要である。

質問 5

IFRS 財団は、一層の国際的な一貫性を達成するために、サステナビリティ報告における既存の取組みをどのようにして基礎とし協力するのが最善か。

我々は、既存の民間組織と連携し、彼らの取組みをベースにサステナビリティ報告基準の策定を行うことに同意する。IFRS 財団が一から基準を策定することは非効率的であるだけでなく、サステナビリティ報告基準が多数存在する現在の状況を更に複雑化させるだけであると考える。

その上で、我々は、IFRS 財団がサステナビリティ報告基準を策定する際には、細則主義は避け、IFRS と同様、原則主義に基づくべきと考える。これは、企業に一定程度の柔軟性を認めつつ、グローバルな普及・促進を可能とする可能性を高めるためである。

非財務報告であるサステナビリティ報告においては、利用者の立場から一定の比較可能性は重要ではあるが、開示者の自主的な創意工夫や業種ごとの特徴を踏まえた開示など多様性にも価値があることから、比較可能性をどの程度確保する必要があるかについて投資家の間でも様々な意見があるほか、財務報告と同レベルの比較可能性は技術的にも困難な可能性がある。SSB による基準設定作業では、原則主義と比較可能性をどうバランスさせるべきか、既存の取組みでの検討状況も踏まえ、具体的な方法を検討すべきである。

質問 6

IFRS 財団は、一貫したサステナビリティ報告のための国際的な解決策を見出すために、既存の各法域の取組みをどのようにして基礎とし協力することが最善か。

質問 5 への回答を参照いただきたい。

質問 7

IFRS 財団が SSB を設置するとした場合、その任務をサステナビリティ報告の他の領域に拡大する前に、気候に関連した財務開示を最初に開発すべきか。

質問 8

SSB は気候関連リスクに焦点を当てた定義を設けるべきか、それともより幅広い環境要因を考慮すべきか。

質問 9

第 50 項に示した SSB が採り得る重要性に対するアプローチ案に同意するか。

我々は、IFRS 財団の強みを踏まえると、IFRS 財団が投資家及び市場参加者に有用なサステナビリティ情報を提供するとの提案を支持する。もし報告対象を資本市場参加者以外に拡張する場合、IFRS 財団の使命や構造まで抜本的に再設定する必要がある、これまで IFRS 財団

が築き上げてきた評判や信頼を損なう可能性がある。また、気候変動を含むサステナビリティの課題に対応するためには、民間資金がサステナブルな分野により一層流れていくことが重要である。これを踏まえれば、サステナビリティ報告においては、投資家を中心とする資本市場の参加者に対し十分な情報を提供しニーズに応えることが重要である。

我々は、サステナビリティ報告の主な対象が投資家を中心とする資本市場の参加者であれば、重要性の範囲は、企業財務に与える影響、すなわち、シングル・マテリアリティを基本にするとの IFRS 財団の方向性を支持する。これは IFRS との連携を図る上でも有益である。なお、シングル・マテリアリティの中には、従来の財務情報だけでなく、企業財務に影響を与える将来情報も含まれ得るものであり、一定程度の幅が存在するものと認識している。そのため、投資家を中心とする資本市場の参加者にとって何が有用な情報か、十分な対話を通じて作業を進めていくことが重要である。

質問 10

開示すべきサステナビリティ情報は、監査可能又は外部の保証の対象であるべきか。そうでないとした場合、開示される情報を信頼性があり意思決定に有用なものとするために、どのような異なる種類の保証が受入可能か。
--

サステナビリティ情報に関する外部の保証や監査については概念上及び実務上の様々な課題が存在するため、慎重であるべきである。まずは関係者との十分な議論や実務の蓄積が必要と思われる。

質問 11

利害関係者が他のコメント又は関連事項を我々の検討のために指摘することを歓迎する。
--

以 上